議会報告会 総務委員会 報告

みなさん、こんにちは。

総務委員会委員(委員長・副委員長)の〇〇〇〇でございます。

総務委員会を代表いたしまして、私の方から御報告させていただきます。

まず、報告に先立ちまして、本委員会の活動内容に関して、簡単に説明させていただきます。

総務委員会では、主に次の8つの事項についての審査を行っています。

- 1. 広報・広聴・市民協同に関すること。
- 2. 基本構想に関すること。
- 3. 消防防災・交通安全・防犯に関すること。
- 4. 広域行政・市町村合併に関すること。
- 5. 情報管理に関すること。
- 6. 行政組織に関すること。
- 7. 行財政改革・予算その他財務に関すること。
- 8. 市税に関すること。

これらに関する議案が提出された場合、本会議において本委員会に付託されます。

この「付託」というのは、「議会において、議案の審査を本会議の議決に先だって他の機関に委ねること」を意味しています。

委員会では、付託された議案を慎重に審査し、その結果を本会議最終日に、委員長が報告いたします。その後に質疑や賛成反対の討論が行われ、最終的に採決されます。

また、付託された議案以外にも、必要に応じて委員会が招集され、関連する事柄についての審査や審議も行われます。

本年第1回から第3回定例会で付託された議案の主なものとしては、

- ・館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・館山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ふるさと納税事務、小谷家住宅保存活用支援基金積立金などの補正予算

などがあります。

このたびの議会報告会では、総務委員会からは館山市市税条例の一部を改正する条例の 制定などについて報告させていただきます。

館山市市税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この議案は、地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日に、国会において成立し、公布されたことから、館山市市税条例の一部改正を行おうとするものです。

館山市議会 第1回議会報告会

改正の主な内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号(マイナンバー) の利用等に関する法律の施行に伴うものです。

マイナンバー制度とは、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報である ということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、 国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤(インフラ)です。

マイナンバーは「付番」「情報連携」「本人確認」の3つの仕組みから成り立っています。

付番は、住民票を持つ全員に最新基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている新たな「個人番号」を付番します。

マイナンバー(個人番号)は、12桁で重複しない一人一つの番号です。中堅・中小企業にも「法人番号」13桁が付番されます。

情報連携では、情報提供ネットワークシステムの利用を義務付けています。また、複数の機関の間で、別々に管理している個人番号やそれ以外の番号を紐づけし、相互に活用する仕組みです。

本人確認についてですが、「個人番号カード」には、マイナンバー(個人番号)、基本4情報、顔写真が掲載されます。正確な付番や情報連携、成りすまし等犯罪等を防止するため、また個人が自分の個人番号の真正性を証明するための仕組みです。

この議案に関する質疑応答について一部内容を報告します。

この議案は、行政手続における特定の番号、個人番号、法人番号というものを制定しようというふうに読み取れますが、もう既に館山市においては、納税等における個人番号または法人番号が存在しているのではないかと聞いたところ、ただいまお話のあったとおり、納税通知書とかの番号にはよく住民コードとか法人に関するコード、こういったものは既に持っていますとの説明がありました。

それを今回改めてここに議案として提出されたのは、国会において成立し、公布されたことから、地方自治におろされたものなのかと聞いたところ、そのとおりでございまして、もともと個人番号、マイナンバー法、通称はそういいますけれども、こちらのほうの施行に伴いまして、地方税法のほうも改正されております。やはりマイナンバーを税情報でも利用できるということで地方税法の改正がこの4月1日に行われました。したがいまして、今回、市税条例を改正しようとするものとの説明がありました。

マイナンバーに関することの確認ですが、今まで以上にセキュリティが非常に重要になってくると思われますが、例えばインターネットにつながっているパソコンを以前に使っていたとか、年金の情報流出などいろいろありましたが、そのようなことも学習しながら、いろいろなことを想定し、確認したり見直すということは、どのようにしているかと聞いたところ、情報漏えいのことにつきましては、常に攻撃する側が上手を行くということがほとんどでございます。攻撃される側のほうについても多少はあるところもあるかとは思いますけれども、昨年、ベネッセの情報漏えいの問題とか、ことしの年金機構の問題については、市では、常にその問題が起こらないように、繰り返し点検をしております。また、対応すべきところは対応し、改善すべきところは改善していくということで策を講じてい

るとの説明がありました。

第3回館山市議会定例会議において総務委員会に付託された一般議案の中にも、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う条例の一部改正議案がありましたので、当該議案に係る質疑応答についても報告します。

館山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴うものですが、この法律に係る業務を担当する部署はどこかと聞いたところ、個人情報の保護の関係は総務課、情報漏えいに対するセキュリティについては情報課、通知カード等の交付については市民課で行いますが、この法律の施行については3課連携して対応するとの説明がありました。

また、第3回定例会では、「安全保障関連法案の撤回を求める意見書」の提出を求める請願書を審査しました。

討論では、安全保障関連法案を戦争ができる国に結び付けるのは早計である。日本は敗戦国として戦争の悲惨さは身に染みており、世界のどの国よりも恒久平和を希求し、二度と戦争を起こしてはならないことは全国民の願いである。自由と民主主義、平和を守り抜くことが重要であり、自国の安全は自国で守ることは当然のこととして、有事に際しての限定的な集団的自衛権の行使を可能とする本法案は支持するところである。よって本請願の求める安全保障関連法案の廃案には反対であり、本請願は不採択とするものであるとの討論がありました。

一方、集団的自衛権の行使を可能とし、真に対等な外交関係を構築するためには、外国軍隊が日本に存在するのは不正常であり、外国軍隊の基地を段階的に縮小していく必要があり、そのためには日本の軍事協力も必要であるという政策論はありうべきものと考えるが、それは本来憲法改正によってなされるべきである。集団的自衛権の行使は明確に憲法違反だと考える。今回の安全保障関連法案は法理として違憲の内容が含まれており、また政策論としても自衛隊員と日本人の生命を脅かすものである。故に安全保障関連法案の撤回に賛成するものであり、本請願は採択すべきものであるとの討論がありました。

採決の結果本請願は賛成少数をもって採択しないものと決しました。

以上で、総務委員会の報告を終わります。ありがとうございました。